

# マイナンバーでもっと便利に

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12ケタの番号を「マイナンバー」といいます。マイナンバーは、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

## 3つの大きな目的

「マイナンバー」には次の3つの効果が期待されます。

① 公平・公正な社会の実現  
所得や他の行政サービスの受給状況を行政が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることと給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるように



② 利便性の向上  
添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、市民の皆さんの負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を自ら確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようにします。

③ 行政の効率化  
地方公共団体などの行政機関で、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

## 自分の「マイナンバー」はいつわかる？

平成27年10月以降、すべての日本国民、および、中长期在留者や特別永住者などの外国人一人ひとりに、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

通知方法は、簡易書留を利用して、原則として住民票に登録されている住所あてに送付されます。

届けられるのは、通知カード、個人番号カードの申請書と返信用封筒、マイナンバーに関する説明書類です。どれも大事な書類ですので、紛失しないように大切に保管しましょう。

## 個人番号カードの申請をしましょう

マイナンバーの通知書が届いたら、「個人番号カード」の発行の申請をしましょう。

個人番号カードは、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が、裏面にはマイナンバーなどが記載されたICチップ付きのプラスチックのカードです。

この個人番号カードは、自分のマイナンバーを記載した書類を提出する場合や本人確認の必要な場合に利用できます。

※個人番号カードについては、次号でより詳しい内容をお知らせします

## マイナンバーは原則一生変更されません

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われる恐れがある場合を除いて、番号は一生変更されません。

## マイナンバーはいつから使うの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。（厚生年金などについては平成29年1月以降）

## マイナンバーは誰がどのような場面で使うの？

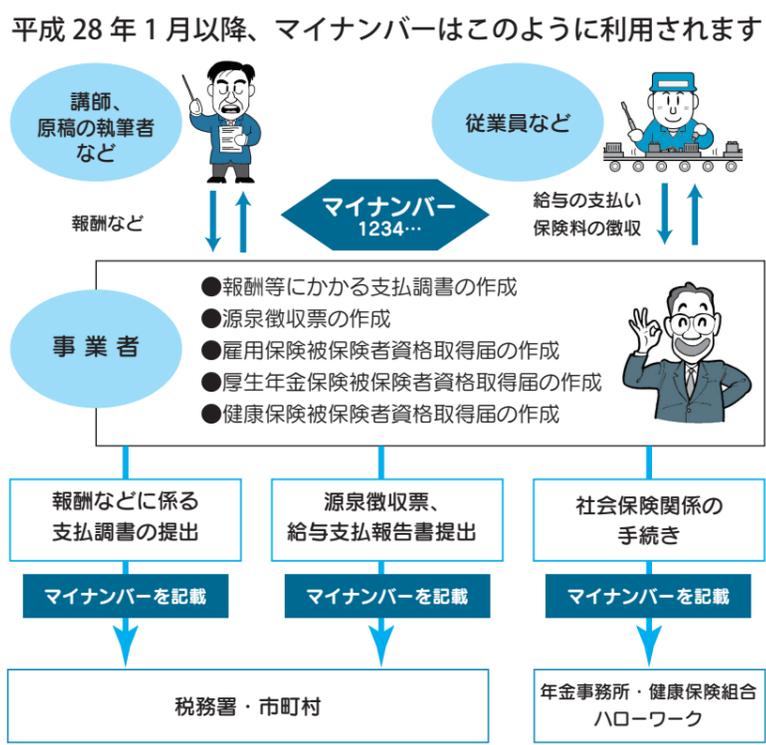
マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて利用されることとなります。

このため、市民の皆さんには、年金・雇用保険・医療保険の継続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイ

ナンバーの記載を求められることとなります。（10ページ下図）

また、税や社会保障の手続きは、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合もあります。

このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関からマイナンバーの提出を求められる場合があります。



## 民間企業でもマイナンバーを取扱います

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。

証券会社や保険会社などの金融機関でも、利息・配当金・保険金などの税務処理を行っています。平成28年1月以降（厚生年金、健康保険は平成29年1月以降）は、これらの手続きを行

## 事業者がマイナンバーを記載するその他書類の例

報酬月額算定基礎届／報酬月額変更届／健康保険被扶養者（異動）届／健康保険・厚生年金保険産前産後休業／育児休業等取得者申出書・終了届／国民年金第3号被保険者関係届／配当・剰余金の配分および基金利息の支払調書／不動産の使用料等の支払調書／不動産等の譲受けの対価の支払調書など

## マイナンバーを取り扱う上で注意すること

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合に限り行われます。同時に、利用目的をきちんと通知または公表する必要があります。また、マイナンバーを取得する際は、なりすましなどを防止するため、本人確認を厳密に行わなければなりません。

本人確認を行う際には、マイナンバーの確認と身元確認が必須です。

マイナンバーの確認には、通知カードかマイナンバー入りの住民票が必要です。また、身元の確認には、運転免許証がパス

平成28年1月以降、マイナンバーが必要となる手続き

社会保障関係の手続	税関係の手続	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金の資格取得や確認、給付</li> <li>●雇用保険の資格取得や確認、給付</li> <li>●ハローワークの事務</li> <li>●福祉分野の給付</li> <li>●医療保険の給付の請求など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書など</li> <li>●都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災・災害対策に関する事務</li> <li>●被災者生活再建支援金の給付</li> <li>●被災者台帳の作成事務 など</li> </ul>

マイナンバーは大切に管理してください。

ポート（それらが難しい場合は健康保険被保険者証や年金手帳など2つ以上の書類）の提示が必要ですが、

ただし、個人番号カードが発行されていれば、個人番号カードのみで本人確認が可能です。

また、事業者はマイナンバーは不要になった場合、廃棄が必要ですが、このため、年や年度ごとに整理するなど、保管体制を見直す必要があります。

加えて、マイナンバーを含む個人情報や漏えいしたり失くしたりしないように、取扱責任者や事務取扱担当者など、担当者以外が取り扱うことのないように安全管理措置の義務が生じます。社員教育も必要になります。

※株式会社などの法人に指定される「法人番号」については次号でお知らせします

## 問い合わせ

●マイナンバー制度全般について  
マイナンバーコールセンター  
Tel 0570・20・0178

●個人番号カードについて  
市民課窓口係  
Tel 23・1127